

# 長崎大学教育学部附属幼稚園いじめ防止基本方針

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

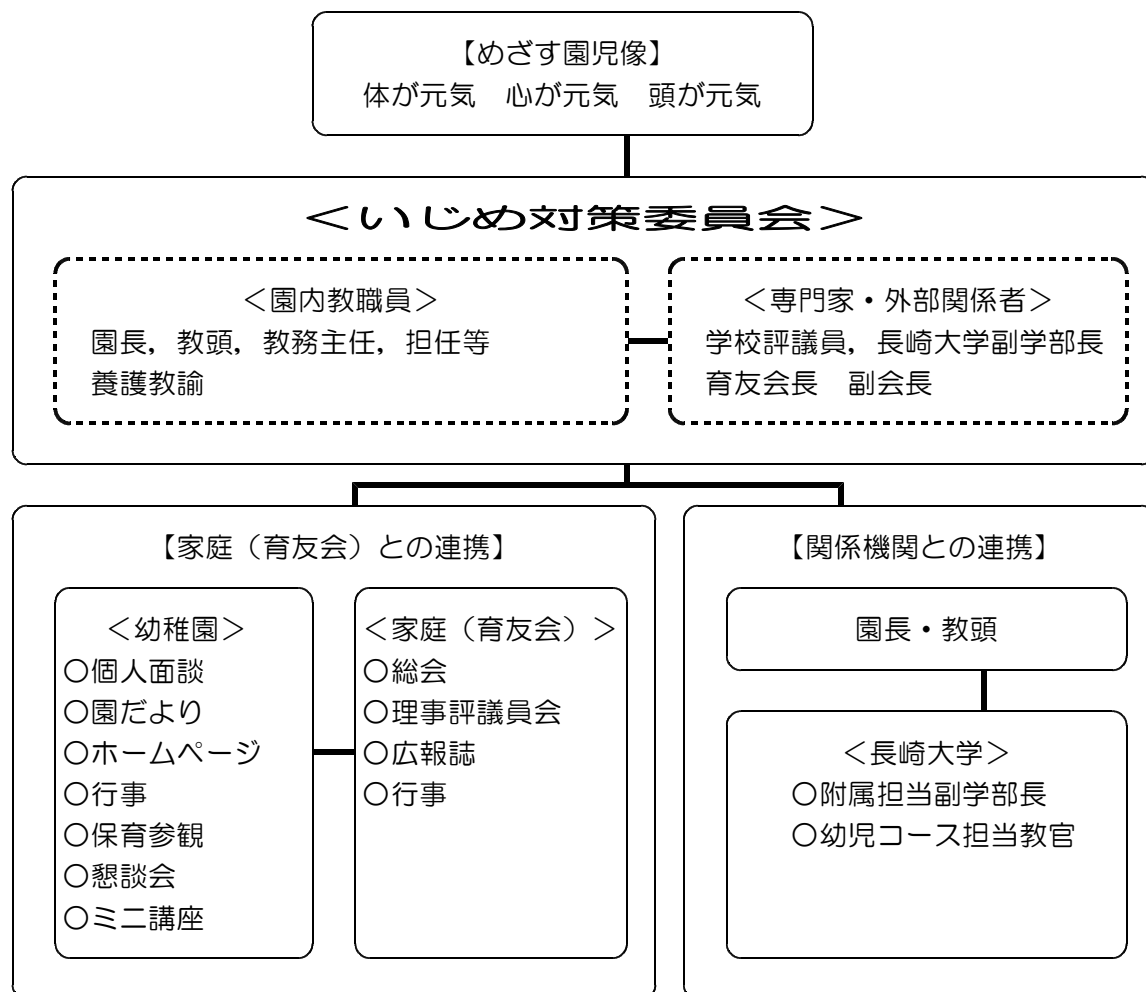
「いじめの禁止」児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法4条）

「保護者の責務等」保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（いじめ防止対策推進法9条）

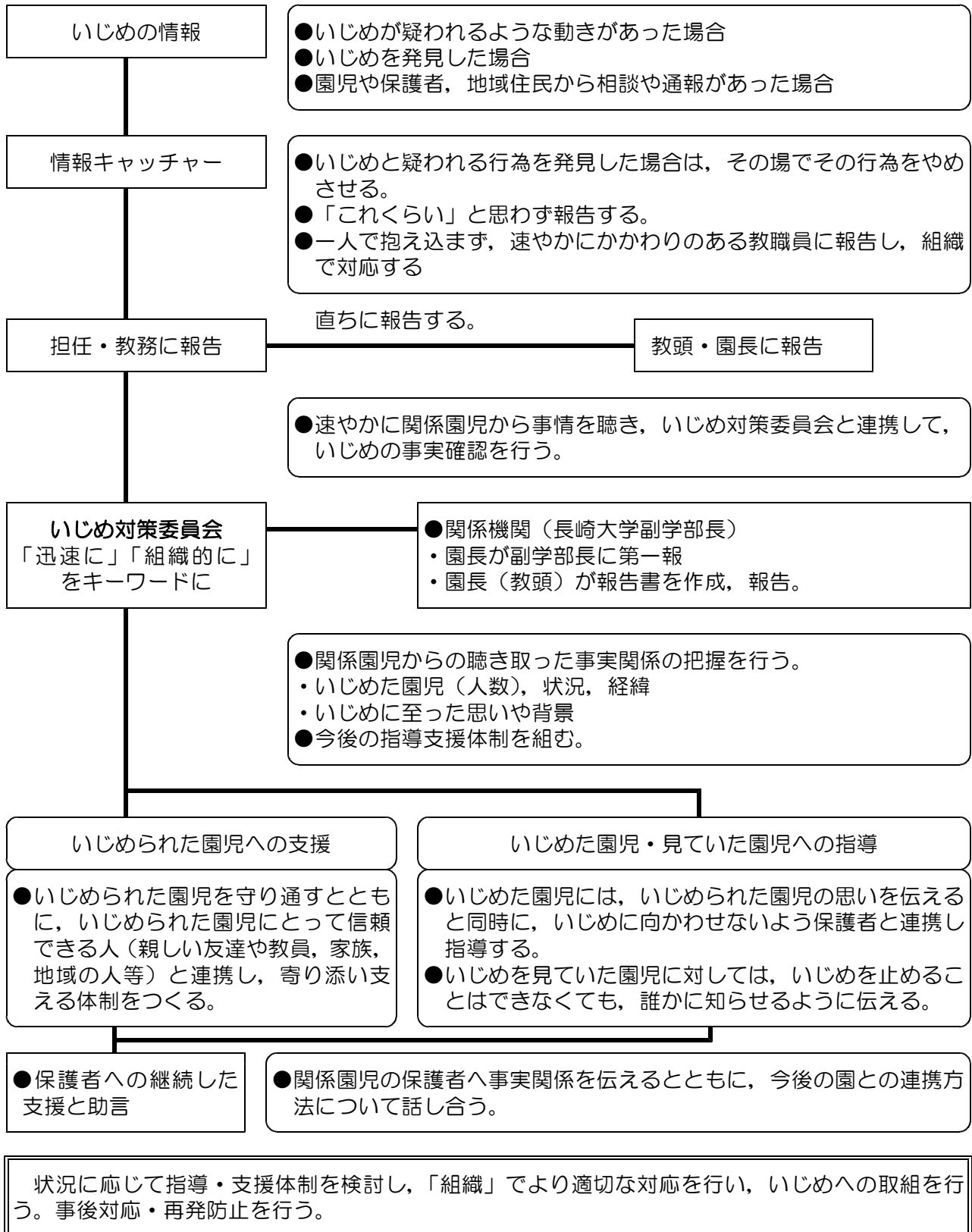
幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、人間関係における葛藤やつまずきを体験し、乗り越えることにより、人に対する信頼感や思いやりの気持ちが芽生えてくると明記されている。（幼稚園教育要領）けんかやトラブルも、互いに思いを主張し、折り合いを付ける大切な体験ととらえている。そのため、小学校以上における「いじめ」の問題や対応などを、そのまま幼稚園に当てはめることはできない面もある。

そこで、本園では、幼児期の実態を踏まえながら、幼稚園と保護者、関係機関が連携協力し、対応と指導を行う。

## 1 いじめ対応の組織



## 2 いじめが発生した場合の対応



### 3 いじめ問題への取組

#### (1) いじめの防止

- ①いじめの重大性を認識し、園長のリーダーシップの元、一致協力した指導体制を確立する。
- ②研修を計画的に実施し、教職員の共通理解を図り、指導力向上に努める。
- ③思いやりと生命尊重の指導に努め、園児の社会性を培う。
- ④自己肯定感を育む。
- ⑤互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- ⑥一人一人の子どもの実態を把握し、子ども理解に努める。

#### (2) いじめの早期発見

日頃から園児の様子を観察し、変化に気付いたら、日々の情報交換会で話し、情報を共有する。

#### (3) いじめに対する措置

- ①いじめの疑いがある行為には、事実確認を行い、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ②情報を得たら、いじめ対策委員会が中心となり、速やかに対応の組織化を図る。
- ③いじめられている園児には、心のケア等を行うと同時に、守り通す対策をとる。確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。いじめられた園児に寄り添い、支える体制をつくり、状況に応じて外部専門家の協力を得る。
- ④いじめたとされる園児から事実確認の聴取を行い、いじめを確認したらすぐにやめさせ、再発防止の措置をとる。保護者への継続的な助言を行う。

### 4 いじめチェックリスト

#### (1) いじめられている子どもが発するサイン

##### ①体や体調

- 衣服が異常に汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- 傷やあざがあり、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- 腹痛、吐き気を訴え、保健室などへの出入りが頻繁である。

##### ②しぐさや態度

- どこかおどおどして、おびえているように感じられる。
- 視線を合わせようとしない。(教師の目を避けている。)

##### ③友達との関係

- 周りに異常なほど気を遣っているように見える。
- 友達の言いなりになっている。
- いやなあだ名で呼ばれている。
- 特定の子どもの横に座ろうとしない。

##### ④生活面

- 服や靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ホワイトボード、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。

#### (2) 生活場面

- 教師を避けがちになる。
- ひそひそ話が多くなり、互いに気にする雰囲気がある。
- 表情が暗く、どことなく元気がない。
- 目の届きにくい場所からよく出てくる。
- よくふざけ合っているが、何となく暗い。